

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 近商ストア五位堂店

所在地 香芝市瓦口二二七番、二二二八番及び二二二九番

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 工事期間中は、ガードマンを配置する等の交通安全対策を講じ、早朝、深夜及び通勤通学時間帯は、工事車両の搬出入を避け、付近道路上に工事車両等を駐車させないこと。

また、申請地西側に公共バス瓦口西バス停があるため、バス及び乗客の安全確保を行うこと。

2 建物管理者は、来客予想数以上の自動車、自転車等の駐車場所を確保し、ガードマンを配置する等の安全対策を講じ、付近道路上来客者及び従業員の自動車等を駐車させないよう指導すること。

また、開店当初等、特に混雑が予想される場合は、臨時駐車場の確保及びガードマンの増員をすること。

3 竣工後の付近住民等からの交通安全に関わる苦情については、申請者にて対処すること。

4 建築工事が騒音規制法第十四条第一項及び振動規制法第十四条第一項の規定による特定建設作業に該当する場合は、速やかに届出を行うこと。

5 工事期間中及び開店後においては、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の対策を行い、周辺的生活環境について十分な配慮を行うこと。

6 付近住民からの苦情等に対しては、誠意を持って速やかに対処すること。

7 事業系一般廃棄物については、市では収集しないので、香芝市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、又は事業者が自ら焼却場（美濃園）へ搬入し処理すること。

8 香芝市開発指導要綱を遵守すること。

9 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守すること。

10 一般の公共の用に供するもので、駐車のに供する部分の面積が五百平方メートル以上のものについては、駐車場法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき届出をすること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年十月五日から同年十一月五日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで